**平成２４年（フ）第１９１０号**
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33―205号
債務者　岡　　利享
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１９２５号**
大阪市平野区長吉長原１丁目９番６―506号
債務者　大隅千賀子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１９５９号**
大阪府大阪市住之江区粉浜西１丁目12番23―1401号
債務者　村津　清子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２１０６号**
大阪府高槻市深沢町１丁目４番１号、前住所大阪府高槻市須賀町59番31号
債務者　開　　朋子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２２３９号**
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―811号
債務者　道野　正子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２４２１号**
大阪府守口市寺方錦通３丁目６番40号
債務者　尾崎恵美子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２４７８号**
大阪市鶴見区横堤２丁目11番48号　兵頭方
債務者　藤原恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５１０号**
大阪府吹田市南金田１丁目11番22―502号
債務者　小川　勝浩
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５１６号**
大阪府吹田市岸部南２丁目19番６号
債務者　林　　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５１９号**
大阪市北区長柄東２丁目３番27―608号
債務者　髙月みどり（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５４５号**
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番31―305号
債務者　髙橋　　勝（旧姓菅田）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５４６号**
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番31―305号
債務者　髙橋まり子（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５５６号**
大阪市北区豊崎７丁目４番11―701号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５９１号**
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番３―303号
債務者　吉川　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６３０号**
大阪府摂津市鳥飼西１丁目12番13号
債務者　折付　信子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６４０号**
大阪市北区長柄東３丁目２番37―305号
債務者　島内美代子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１５７号**
兵庫県西宮市一里山町６番３号
債務者　牧　　洋史
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２０６号**
兵庫県尼崎市塚口町１―14―７―206、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1211号
債務者　田邊　勝之
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

第明治三十二種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日